



1. 公益財団法人全日本弓道連盟会報発刊にあたって

会長 増田 規一郎

令和2年度の幕開けは、新型コロナウイルスの全国的流行によって思いもかけない展開となりました。会員の皆様の中に感染してご闘病中の方のいらっしゃることを祈ります。また、多くの会員の方々は緊急事態宣言が解除されたとはいえ、感染防止のための対応や弓道場が十分に利用できないなど、ご不自由を覚えていらっしゃるかと存じます。

さて、この度、全弓連は『会報』を発刊することといたしました。現在、全弓連では連盟の広報の手段としてホームページと機関誌『月刊 弓道』を活用してきました。今回、そこに『会報』を付け加え、それぞれに役割を持たせていくこととしました。

昨年8月の会長就任後、連盟の現状把握のためブロックごとに地連懇談会を開催しましたが、そこで中央の活動状況がよくわからないというご指摘をいただきました。また、評議員や理事の方々からは、会員への意思伝達・情報提供を現状よりも正確にまた早く行う手段を講ずるべきとの提言もいただきました。私自身も全弓連に関わるようになってまだ年月が浅く、会員の皆様との意思疎通をどのようにすればよいのかと改めて思ってきました。

そこで、会報という形で会員（正式には加盟団体の会員）の皆様に向けての情報発信を行うこととしました。これで全弓連の広報の手段がホームページ・機関誌そして会報となります。そこで、広報のそれぞれの役割を明確にすることとしました。ホームページは外部の不特定多数の方には弓道と全弓連という団体の紹介を、会員には競技会・審査の通知・結果の掲載、諸手続きを案内

します。機関誌は、有料の購読希望者を対象に弓道愛好者のための情報を掲載します。

そして、この度発行する会報は、全弓連に会員登録をしている方々を対象に、全弓連の運営に関する事柄や今後への取り組み、委員会活動の報告、そして内閣府やスポーツ庁など全弓連を管轄する行政また日本スポーツ協会からの通達事項や施策に関する通知とその解説などこれまでお伝えできなかった内容を適時、スピーディーに掲載していこうと考えています。

全弓連は公益法人に移行したことにより、特に広く社会貢献に資する活動が期待されることとなりました。また、昨年スポーツ庁によりスポーツ団体ガバナンスコードが策定され、全弓連もこれを遵守しなければならず、より一層の公正・公平な連盟の運営を求められることとなりました。

この会報発行が開かれた連盟運営を表わすものになるよう、しばらくは試行錯誤を繰り返しながらとはなりますが、皆様にお届けしてまいります。

会員の皆様には会報に対するご理解と、ご活用をよろしくお願いいたします。

2. 令和2年度の理事会について

新型コロナウイルスの流行により、感染予防対策の観点から通常形態の理事会の開催が困難の状況となりました。そこで、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条、及び全弓連定款第33条に基づいて書面等にて理事会の決議とすることとなりました。

4月13日の第1回の臨時理事会に執行部より提案されたのは、緊急事態対策室の設置です。会長より指名を受けた理事・諮問会議委員・専門有識

者・事務局で構成され、情報収集並びに対応方針の決定、対応策の検討・起案、そして情報の共有・周知を目指すことなどです。

第2回の臨時理事会は4月28日。提案事項第1号は、全弓連の運営方針や施策に関する情報を適時に通知・伝達し、連盟と加盟団体及びその会員との情報の共有と意思疎通の強化・充実を図ることを目的として「会報」を発行することです。現在、全弓連の広報体制は『月刊 弓道』とホームページですが、それに「会報」を加え、それぞれの役割を明確にし、一層きめ細かい伝達体制とするものです。

第2号は、処分解除申請の出ていた2名に対する処置で、平成30年6月にB氏並びにC氏より連盟に提出されていたものですが、倫理委員会より「処分解除不相当」との答申があり、その旨を両氏へ伝えることとなりました。これは、違法な矢羽の取引に関与したとして平成29年6月付でそれぞれ懲戒規程に基づく資格停止処分が科せられました（『弓道』平成29年8月号参照）が、処分1カ年を経過して両氏より処分解除申請が出されていたものです。他の告発により矢羽に関する調査委員会が立ち上げられ、この度その結論が出たことから、倫理委員会の今回の答申となりました。

第3号は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、9月までの全弓連主催の5つの競技会と11の中央審査会を中止とします。10月以降の行事については、状況を注視しつつ7月中に判断することとなりました。どの行事も全国的な会員の移動が想定されます。大会参加者や受審者並びに関係者の感染予防に配慮するとともに、主管地連の準備の都合や予選会実施の過程を考慮しての判断です。全弓連が加盟団体に委託している地方審査ならびに連合審査についても全て中止とします。ただし今後状況が好転し、学校における部活動が再開された場合、高校生以下については本年度に限り特例として部活動中のVTR映像による審査の合否判定を認めることとしました。実施方法については、現在担当部会で検討しています。高校生以下と規定したのは、3年生などは秋以降卒部となり部活動から離れることが考慮されました。

第4号は、第3号のように今年度上期は中央・地方とも審査会を実施しないことによって、地連

の財務に大きな影響があるものと思われることから、それに対する配慮として、また地連の弓道普及活動の支援のため今年度に限り加盟団体分担金（令和2年度想定額＝49百万円）は徴収しないこととしました。

加盟団体分担金は、加盟団体分担金規程第2条によって均等割と実績割の合計と決められています。均等割りは、各地連50,000円、実績割は①前々年度中の審査登録料（級位は除く）の総額の5%の金額、②各地連の6月30日時点の登録会員数（学生・生徒は除く）に1,000円を掛けた金額の合計です。

3. 中学・高校の生徒対象のビデオ審査について

4月28日の臨時理事会で決められた高校生以下対象のビデオ審査について、実施要領が5月29日に各地連に連絡されました。級位並びに初段・二段受審について、各学校の道場などで部活動の時間内に一人ずつの撮影で一手の審査が行われます。これは、新型コロナウイルスの感染防止に関する特別措置として実施されるものです。

4. 9月末までの行事中止について

諮問会議 石川武夫

新型コロナウイルスの感染拡大により全国的に緊急事態宣言が発表される事態に至り、全日本弓道連盟でも緊急事態対策室が設けられ私も一員としてご協力することになりました。不要不急の外出自粛や在宅勤務、そして学校の休校、商業施設などの営業自粛、公共施設の閉鎖と日本の社会に途轍もない影響が及ぶ状況になりました。各地の弓道場も例外ではありませんでした。今まで、当たり前のように弓道場で仲間と弓を引いていたことが夢のようにさえ思えました。そのような社会情勢のなかインターハイの中止など、他の競技団体の状況も考慮し、誠に残念ではありましたが感染防止と弓友や関係者の安全を第一に、今年9月までの各種大会の中止を判断せざるを得ない状況であったと思います。5月25日、緊急事態宣言が

解除されましたが、まだ感染拡大が終息した訳ではありません。今までの様な日常は戻らないかもしれませんが、また皆さんと弓を引けることを願っております。

5. 動画撮影による中高生審査について

中長期部会 岡崎廣志

新型コロナウイルスでお亡くなりになった方に心よりお悔やみを申し上げるとともに、感染者の治療に当たられている医療従事者のご努力に感謝と敬意を表します。今までに経験したことのない病魔との戦いは、まさに未知のウィルスとの“戦”と言っても過言ではありません。元来、私達が実践している弓道は「武道」であり、その心得は“いざという時に備える覚悟を練る”ということに尽きるのではないのでしょうか。緊急事態宣言の発出で弓道場の使用が出来なくなり、練習ができるということは、幸せな事だなぁとつくづく実感しました。また、みんなで楽しく弓が引ける日が早く戻ってくるといいなぁと思いました。そのような中、インターハイの中止が報道され、日頃から学業に励み、部活動で弓道に精練されている生徒さん達に弓道を通して“目標”をもってもらいたい、そして“挑戦する”ことを忘れないでいただきたいと感じました。そこで、何とかそのような機会を提供できないかと考え、緊急対策室が開催された折に、高校生以下のビデオ審査の実施を提言させていただきました。皆様のご理解をいただき、これは既にガイドラインが決まり、ご案内ができる状況となっております。将来を担う“若者”が、非常事態とも言える情勢のなかで弓道を通して自分と向かい合うことで将来の「糧」としていただければと願っています。

6. 緊急事態対策室 会議報告

6月5日、緊急事態対策室の会議が開催され、喫緊の課題について検討されました。

10月以降の開催模索の可能性を残していた近的・遠的の全日本弓道選手権大会について、新型コロナウイルス流行の第2波到来が予測される時

期との兼ね合い、また出場人数を絞るにしても選手控室に余裕を持った空間を確保できるか、など課題が多いことから、近々に出されるであろう今年度の鹿児島国体実施可否の判断時期に合わせて結論を出すこととします。

9月末まで中止としている一般地方審査に関しては、今後、審査実施に関するガイドラインを策定し、それに従って再開の時期を検討していきます。連合審査については、県境などをまたぐ移動の発生することを考慮し、9月末までの中止は継続します。高校生以下に対する審査はビデオ審査のみとします。

以上のような方針で検討し、6月の理事会に提案することとなりました。

7. 会議開催状況（本年4月以降・Web会議含む）

- ・正副会長会議
4月21日・23日
5月14日・19日・21日・27日
- ・臨時理事会（書面決議）
第1回 4月13日提案（4月20日決議）
第2回 4月28日提案（5月2日決議）
第3回 5月21日提案（5月29日決議）
- ・緊急事態対策室 4月21日、6月5日
- ・弓道人口拡充部会／ジュニア育成部会
5月8日・15日
- ・審査講習関連委員会中長期部会 5月30日
- ・コンプライアンス打合せ 5月12日
- ・倫理委員会打合せ 5月25日
- ・会報打合せ 6月4日

★会報の閲覧は、下記URLにてメールアドレス・お名前・会員IDを登録（無料）していただくと、会員専用閲覧ページでご覧いただくことができます。新規会報掲載のたびにメールマガジンにてお知らせ致しますのでご登録ください。

https://www.kyudo.jp/member_materials/kaihou_mail.html

右記QRコードからも、アクセスしてご登録いただくことができますのでご利用ください。

